時事新報

第千二百六十號
明治十九年四月廿七日 火曜日
舊丙戌三月廿四日(丁巳)
日出午前五時十四分 日入午後六時四十一分
月出午前一時十八分 月入午後零時十一分
滿潮 午前[illegible] 午後[illegible]
(西曆一千八百八十六年)

社告

○時事新報豫約御購讀被成下候ニハ新報代價並ニ郵便稅ハ必ズ前金ヲ以テ御拂込被成下度候又前金相切レ候ヘハ其日限リ新報ノ遞送相見合セ候
○新報代價並ニ郵便稅トシテ御送附相成候金員ハ當方ニテ正ニ落手仕候節其領收證書ヲ以テ御通知ハ不申上其代リニ每日御遞送申上候新報ノ帶封表面宛名ノ脇ニ(何月何日)ト記入仕置候間御照合被成下候是ハ此日迄ノ新報代價並ニ郵便稅トモ御拂濟相成居ルニ付此日マデハ新報遞送仕候テ申ス事ニ候
○郵便爲換又ハ銀行爲換等ヲ以テ時事新報代價御拂入レ被成下候節當方ノ名宛ハ(時事新報社)ト致シ郵便爲換ナレバ(東京郵便本局)ニテ受取ル樣御取組被成下度候
○御住所ノ御都合ニテ郵便爲換又ハ銀行爲換等御取組被成下候儀御不便ナル御方ハ別ヲ時事新報代價並ニ郵便稅共一錢又ハ二錢ノ郵便切手ニテ御拂入レ被成下候テ苦シカラズ候
○時事新報購讀者ノ諸君ニテ住所御移轉等ノタメ新報配達先キ御取替ヘ相成候節ハ新舊兩方ノ所書ヲ併テ御通知被成下度候

○時事新報の見本御入用の御方は其旨東京日本橋區通三丁目十一番地時事新報社又は大坂東區高麗橋通五丁目[illegible]地時事新報社出張所の內へ御申越被成下度左候へは代價並郵送料と申受けず右見本御送り可申上候

時事新報

肉食を盛んにすると易し (前號の續き)

東京市中の牛肉相場は世界中にて肉價の不廉なる英京倫敦の相場に比して大相違なきと拜み該相場の斯くも區々なるは消費者が容易くその望を遂する能はざるは畢竟東京に中央肉類市場の設けなきに因るとの事は前號の紙面に於て其大意を開陳したり然れども畜產市場の設けなきの不便不都合は獨り消費者の一面のみあれと限ずるに止らずして牧畜者の爲にはこれがため非常の損失を蒙むるもの少からず好しまゝ損失は無しとしても今の儘の有樣にては到底利益を獲るの目途なく牛羊幾千頭を育し得て原野に溜々たれども扱くこれを售るに市場なく售れば二三の仲買商に壟斷の利を占められて自身却て損失を招くの訴へは各地牧畜家の一般口にする所なり例へば關西にて牧畜に名ある廣島縣下岡山縣下の地方などに至りては肉一斤の價三四錢を下りても猶は購買者に逢はざることありと云ひ或は盛岡又は八戸邊に於ては二年越しの犢牛一文の價を生せ去迹その儘に飼ひ置けば芻草を宛行ふの費用のみ嵩み寧ろこれを江河に投ずるに若かざるが如き場合もありと聞けりこの外各地方の牧畜者に就て一々苦情を聽質すときは其の不平の情も尤なる次第にして或はこれを東京に持來らんにも遠路遙々の運送費と支拂ひ彌々東京に着したる上にて第一肝心の中央市場の相場あるもの無きが故にその價格を定むるに標準なく去れどとくあれと問屋に賣らんとすれば種々の事情と以て苦しめられ何時も損失を蒙るとその常なるに依り再たび牛羊を飼畜するの勇氣も挫け隨て地方牧畜の業振はずして牛羊の生產乏しく生產乏しくして肉價高く消費者一般その迷惑を免れ得ず斯る狀勢にて日本國中にこれ東京に中央肉類市場の設置なきは消費者にも生產者にも兩ながら甚しき不便不都合を與へ永く斯民を粟食の域に進め難くの惜むべきを免かれざる者なれば該市場の設立は今日に於て最もその必要を見るべきなりこの必要に應じて一方には消費者に供し一方の牧畜者に相應の利益を與へ一方に消費者を出來るだけ廉價に其肉と購ひ而して仲買問屋も其間に立て若干の利と得ながら以て今の東京市中の肉價と概算何程にまで引下げて販賣するを得べきやとの疑問は此本題に取り直接至要の關係あるものなり我輩局外者素よりその實際實情に暗しと雖ども暫くその道に熟練ある二三當業者の所說と聞くに東京市中にて牛肉の價は上肉一斤九錢(現今一斤二十二三錢)より下肉同四錢(現今は十二三錢)まで下落するとも其代り中央肉類市場の設けあらば尚ほ相當の利潤を得らるべしとあり我輩は直に或る人が昨明治十八年東京市中の平均相場と基として計算したる改正肉價表と揭げて世の肉食を望む士と與に大に肉價の低落を祈らんとするなり

○牝牛一頭、此肉凡三百四十斤、百斤に付八圓替
一頭元價金二十五圓廿錢(諸雜費諸取人と計算したる殘り)
右の內筋骨三分正肉七分の見込にて
正肉二百卅八斤、一斤代價十錢六厘

○牡牛一頭、此肉凡四百斤、百斤に付六圓替
一頭元價金廿一圓 (諸雜費計算)
右の內、筋骨三分、正肉七分の見込みにて
正肉二百八十斤、一斤代價七錢八厘

以上は計算と地方の牧畜者へば廣島岡山又は南部津輕邊の人が追々運送費と支拂ひての東京まで其牛と伴れ來り相當の利潤を得て之を市場に卸賣し問屋は之を買受けたる後ち若干日間の飼養料并に屠殺に付地方稅料に充て得るもの〻代金及び筋骨の賣上金など迄仔細及び手數料等を引去りての他に牛皮の代、臟腑類の肥に差引して算定したるものなれば決して失當の計算ならずと信ずるなり又我輩の聞く所にては目下の相場、廣島物にて地元百斤に付二圓五十錢、岡山同く三圓、南部物三圓五十錢內外にして神戶牛と雖も何ほ百斤六圓替に過ざる者が此東京に來きば如何に中途の運送費に係るとは云へ又如何に骨附の肉を正肉に改むるの手數ありとは云へ市中に現はれて上肉廿二錢下肉十二錢內外に上らんとは寧ろ法外の話とみそは云ふべきなれ米國昨今の相場にてもロース肉上等の最高價一斤十三錢最低價四錢內外ならんと聞けり要するに日本は他の物價の廉なるに比して獨り肉類の價の不廉なる國はあく又地方と都會とその相場懸隔の甚しきも他に無からんと思はるゝ今其の不平均と除て更に肉價を低落せしめ肉食れ人にその便路を啓くには第一に東京に中央市場と設けて進て各地にまで之と及ぼすの制と立てざる可らざるなり (畢)

官報

○朕海軍條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽
明治十九年四月二十二日
内閣總理大臣伯爵伊藤博文
海軍大臣伯爵西郷從道

勅令第二十四號
海軍條例
第一條 凡ソ軍令ニ關スル者ハ參謀本部長奏聞參畫シ親裁ノ後海軍大臣之ヲ左行ス○第二條 戰時ニ在テハ軍令ハ直ニ鎭守府司令長官艦隊司令長官若クハ特命司令官ニ下シ雖モ和通報シテ間斷ナカラシム○第三條 海軍ノ軍政ハ海軍省官制ニ依リ海軍大臣之ヲ掌ル○第四條 海軍省ニ將官會議造船會議兵器會議ヲ置ク○第五條 海軍省ハ海軍兵學校機關學校水路部督買部衛生部軍醫學校會計檢査部兵器製造所火藥製造所ヲ管轄ス○第六條 帝國ノ海岸及海面ヲ分チテ五海軍區トナスコト左ノ如シ「第一海軍區」陸中陸奥國界ヨリ紀伊國南牟呂東牟呂郡界ニ至ルノ海岸海面及小笠原島ノ海岸海面「第二海軍區」紀伊國南牟呂東牟呂郡界ヨリ石見長門國界ニ至リ又筑前國遠賀宗像郡界ヨリ九州東海岸ニ沿ヒ日向大隅國界ニ至ルノ海岸海面及四國ノ海岸海面并內海「第三海軍區」筑前國遠賀宗像郡界ヨリ九州西海岸ニ沿ヒ日向大隅國界ニ至ルノ海岸海面及壹岐對馬沖繩諸島ノ海岸海面「第四海軍區」石見長門國界ヨリ羽後陸奥國界ニ至ルノ海岸海面及隱岐佐渡ノ海岸海面「第五海軍區」北海道陸奥ノ海岸海面及津輕海峽○第七條 各海軍區ノ軍港ニ鎭守府ヲ置キ其軍區ヲ管轄セシム「鎭守府ノ名稱ハ其所在ノ地名ニ依ル」○第八條 鎭守府司令長官ハ管內ニ於テ軍令ヲ掌シ軍紀風紀ヲ監視シ軍政ヲ管理ス○第九條 各軍港ニ司令官ヲ置キ鎭守府司令長官ニ隷ケ港內ノ守備ト其ノ他諸般ノ事ヲ掌ラシム○第十條 艦隊ハ大艦隊中艦隊小艦隊ノ三種ニ區別ス○第十一條 艦隊司令長官及司令官ハ艦隊ヲ統率シテ軍紀風紀ヲ掌リ攻守ノ役ニ服ス○第十二條 艦船ハ各鎭守府及各艦隊ニ分屬ス

○朕鎭守府官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽
明治十九年四月二十二日
内閣總理大臣伯爵伊藤博文
海軍大臣伯爵西郷從道

勅令第二十五號
鎭守府官制
第一條 鎭守府ニ參謀部軍醫部主計部造船部兵器部建築部軍法會議監獄署ヲ置ク○第二條 鎭守府管內ニ屯營水雷營病院武庫倉庫ヲ配置ス○第三條 鎭守府ニ左ノ職員ヲ置ク「司令長官 一人 將官」參謀部 課長 一人 大佐或中佐」參謀 二人 少佐及大尉」司令長官傳令使 一人 大尉或中尉」司令長官秘書 一人 主計少監」司令長官秘書補 三人以內 主計及主計補」文庫主管 一人 尉官」測器試驗所主管 一人 仝上」軍醫部 部長 一人 軍醫大監或軍醫中監」部員 若干人 軍醫少監及軍醫」病院長 一人 軍醫監」主計部 部長 一人 主計大監或主計中監」計算課長 一人 主計少監或大主計」人員課長 一人 大主計或中主計」材料課長 一人 仝上」衣糧課長 一人 仝上」給與課長 一人 仝上」課員 若干人 主計及主計補」中央倉庫主管 一人 大主計或中主計」中央倉庫副主管 一人 主計」造船部 部長 一人 大佐或中佐」次長 一人 匠司(部內一科ノ長ヲ兼ネシム)造船科長 一人 匠司」造船科主幹 三人以內 仝上」機械科長 一人 仝上」機械科主幹 三人以內 仝上」兵器部 部長 一人 佐官」次長 一人 少佐或大尉」主幹 二人以內 尉官」武庫主管 一人 仝上」水雷庫主管 一人 仝上」建築部 部長 一人 佐官」主幹 三人以內 匠司」軍法會議 判士長 海軍治罪法ニ依リ之ヲ置ク」判士 仝上」主理 仝上」監獄署 署長 一人 大尉」警查長 三人 尉官○第四條 司令長官ハ其所屬ノ艦船軍人軍屬ヲ管轄シ軍港要港ノ防禦管內ノ警保艦船ノ製造修理兵器軍需品ノ貯蓄配賦及兵員ノ召募徵集訓練ヲ掌ル○第五條 司令長官ハ其港內ニ旗艦ヲ假キ在港ノ艦船ヲ指揮ス○第六條 司令長官ハ平時ニ於テ麾下艦船ノ管外航海及例外行軍例外演習等ノ軍令ニ關スルモノハ海軍大臣ニ申報シ又軍人軍屬ノ進退黜陟轉換撰任及會計給與等ニ關スルモノハ海軍大臣ノ區處ヲ承クベシ○第七條 司令長官ハ其管內ニ疑ハシキ艦船アルトキハ其搜索警戒ノ爲メ麾下ノ艦船ヲ管內ニ巡航セシムルコトヲ得但定例巡航外ニ渉ルトキハ海軍大臣ノ區處ヲ承クヘシ○第八條 司令長官ハ他管ノ艦隊又ハ艦船其港內ニ入港スルトキハ港內一般ニ係ル事項ニ就キ之ヲ指揮スヘシ○第九條 司令長官ハ管內騷擾ノ變アルトキハ先ツ情狀ヲ海軍大臣ニ申報シテ其區處ヲ承クヘシ但事火急ニシテ兵力ヲ要シ地

方長官ヨリ[incomplete] 海軍大臣ニ[incomplete] 條 司令長[incomplete] ル他管ノ艦[incomplete] チ得○第十[incomplete] 臨時軍政會[incomplete] ○第十二條[incomplete] 建築部長士[incomplete] ハ軍醫部長[incomplete] ノ職務ヲ補[incomplete] 官廳ノ職員[incomplete] 在中特ニ委[incomplete] 令ヲ出スコ[incomplete] 病院監獄等[incomplete] 及測器試驗[incomplete] 掲クル職務[incomplete] 造船部兵器[incomplete] 領所屬砲臺[incomplete] ノ警報ニ關[incomplete] 事項○第十[incomplete] 務ヲ分掌ス[incomplete] 令傳達ヲ掌[incomplete] 令長官秘書[incomplete] チ監守ス」[incomplete] 承ケ文書往[incomplete] ハ參謀長ノ[incomplete] 測量試[incomplete]

○遞信省令第[incomplete]
明治十九[incomplete]
二等三等郵便[incomplete]
○遞信省令第[incomplete]
遞信管理區ニ[incomplete]
云フ)ヲ置ク[incomplete]
明治十九[incomplete]

雜報

○高松通信 天然痘は一[incomplete] 狀況なり○[incomplete] 一大名蔵ある[incomplete]